

6-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況(合計分)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
取得財産価額(本年分)	外 93,603	外 372,538,847	外 77,075	外 362,047,841
配偶者控除額	1,706	18,368,390	1,706	18,368,390
基礎、特別控除額	87,362	149,059,105	76,954	137,621,305
基礎、特別控除後の課税価格			70,334	206,058,146
贈与税額			70,334	49,849,505
外国税額控除額			11	6,205
医療法人持分税額控除額			9	450,617
差引税額			70,334	49,392,682
農地等納税猶予税額			2	3,921
株式等納税猶予税額			5	142,994
特例株式等納税猶予税額			135	8,938,971
医療法人持分納税猶予税額			-	-
事業資産納税猶予税額			-	-
納付税額			70,240	40,306,796
災害減免法第4条による免除税額			-	-

調査対象等：「申告状況」は、令和元年中に財産の贈与を受けた者について、令和2年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。  
「課税状況」は、令和元年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、令和2年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
2 人員について、(暦年課税分①)と(相続時精算課税分②)に重複する者があるため、①②の合計は(合計分)と一致しない。  
3 (暦年課税分①)の「取得財産価額(本年分)」の人員について、「内 特例贈与財産分」の人員と「内 一般贈与財産分」の人員に重複する者があるため、「内 特例贈与財産分」の人員と「内 一般贈与財産分」の人員の合計は「取得財産価額(本年分)」の人員と一致しない。  
4 (相続時精算課税分②)の「申告状況」は、「課税状況」と一致するため記載を省略している(6-2、6-3において同じ)。

申告・課税状況(暦年課税分①)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
取得財産価額(本年分)	88,132	278,518,673	71,604	268,027,667
内 特例贈与財産分	44,774	151,988,591	39,010	146,151,588
内 一般贈与財産分	43,841	126,530,082	33,052	121,876,079
配偶者控除額	1,706	18,368,390	1,706	18,368,390
基礎控除額	82,002	90,202,200	71,604	78,764,400
基礎控除後の課税価格			69,871	170,894,877
贈与税額			69,871	42,816,851
外国税額控除額			11	6,205
医療法人持分税額控除額			9	450,617
差引税額			69,871	42,360,029

申告・課税状況(相続時精算課税分②)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
取得財産価額(本年分)			5,687	94,020,174
特別控除額			5,558	58,856,905
特別控除額後の課税価格			510	35,163,269
贈与税額			510	7,032,654
外国税額控除額			-	-
差引税額			510	7,032,654

(参考1) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
住宅取得等資金の金額	8,424	81,952,817 86,289,668

調査対象等： 令和元年中に財産の贈与を受けた者について、令和2年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

(参考2) 教育資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	6,461	43,409,720
教育資金支出額 (管理契約終了分)	1,004	5,092,753

調査対象等： 令和元年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税抛出资额」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

令和元年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(参考3) 結婚・子育て資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	107	514,994
結婚・子育て資金支出額 (管理契約終了分)	40	89,063

調査対象等： 令和元年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税抛出资额」を「結婚・子育て資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

令和元年中に結婚・子育て資金管理契約が終了した者について、「結婚・子育て資金支出額」を「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較  
(合計分)

区 分	取 得 財 産 価 額				納 付 税 額	
	申 告 状 況		課 税 状 況		人 員	金 額
	人 員	金 額	人 員	金 額		
	人	千円	人	千円	人	千円
平成 27 年 分	105,340	378,955,136	87,388	367,942,703	78,844	33,225,675
平成 28 年 分	99,004	367,932,836	82,376	356,984,196	75,111	40,573,113
平成 29 年 分	97,340	347,720,795	80,869	336,684,919	73,975	35,645,401
平成 30 年 分	93,954	356,515,377	77,766	345,740,243	71,040	38,785,477
令和 元 年 分	93,603	372,538,847	77,075	362,047,841	70,240	40,306,796

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」を累年比較したものである。

(暦年課税分①)

区 分	暦 取 得 年 財 課 産 税 価 分 額					
			内 特 例 贈 与 財 産 分		内 一 般 贈 与 財 産 分	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
平成 27 年 分	81,030	274,449,491	43,765	138,856,284	37,713	135,593,208
平成 28 年 分	76,739	272,964,636	40,936	139,763,481	36,193	133,201,155
平成 29 年 分	75,320	256,724,098	40,264	132,628,951	35,511	124,095,147
平成 30 年 分	72,382	265,947,953	38,854	130,532,575	33,960	135,415,378
令和 元 年 分	71,604	268,027,667	39,010	146,151,588	33,052	121,876,079

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(暦年課税分①)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

(相続時精算課税分②)

区 分	相 続 時 精 算 課 税 分 額	
	人 員	金 額
	人	千円
平成 27 年 分	6,585	93,493,211
平成 28 年 分	5,856	84,019,560
平成 29 年 分	5,742	79,960,821
平成 30 年 分	5,568	79,792,290
令和 元 年 分	5,687	94,020,174

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(相続時精算課税分②)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

## (3) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	77,074	362,251,997	70,241	40,279,724
	修正申告による増差額	35	143,506	37	13,815
	更正による増差額	1	△ 51,520	1	48,438
	更正等による減差額	25	△ 296,142	26	△ 35,181
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 77,075	362,047,841	実 70,240	40,306,796
過 年 分	申 告 額	3,157	14,453,968	3,063	2,677,417
	修正申告による増差額	429	2,088,995	433	640,686
	更正による増差額	-	-	1	1,830
	更正等による減差額	201	△ 515,137	214	△ 82,548
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 3,557	16,027,826	実 3,462	3,237,385
合 計	申 告 額	80,231	376,705,966	73,304	42,957,141
	修正申告による増差額	464	2,232,500	470	654,501
	更正による増差額	1	△ 51,520	2	50,268
	更正等による減差額	226	△ 811,279	240	△ 117,728
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 80,632	378,075,667	実 73,702	43,544,181

調査対象等： 「本年分」は、令和元年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和2年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成30年以前に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

## (4) 税務署別課税人員

税務署名	課税状況	
	人員	
		人
大津	1,023	
彦根	436	
長浜	372	
近江八幡	548	
草津	1,102	
水口	271	
今津	73	
滋賀県計	3,825	
上京	1,188	
左京	1,235	
中京	823	
東山	597	
下京	872	
右京	2,117	
伏見	953	
福知山	191	
舞鶴	94	
宇治	1,799	
宮津	74	
園部	290	
峰山	83	
京都府計	10,316	
大阪福島	511	
西港	604	
天王寺	304	
浪速	890	
西淀川	274	
東成	189	
生野	271	
旭野	329	
城東	749	
阿倍野	855	
住吉	867	
東住吉	868	
西成	1,254	
東淀川	180	
北淀	906	
東淀	413	
南淀	422	
岸和田	595	
豊能	301	
吹田	3,197	
泉大津	897	
枚方	4,142	
茨木	2,598	
八尾	1,087	
泉佐野	2,141	
富田林	2,620	
門真	1,699	
東大阪	570	
大阪府計	1,693	
	1,253	
	1,696	
	34,375	

税務署名	課税状況	
	人員	
		人
灘	644	
兵庫庫	1,217	
長田	207	
須磨	1,107	
神戸	676	
姫路	1,986	
尼崎	1,360	
明石	1,752	
西宮	4,297	
洲本	363	
芦屋	2,797	
伊丹	1,278	
相生	303	
豊岡	211	
加古川	945	
龍野	379	
西脇	133	
三木	234	
社	365	
和田山	124	
柏原	209	
兵庫県計	20,587	
奈良良	3,103	
葛城	1,755	
桜井	369	
吉野	78	
奈良県計	5,305	
和歌山	1,179	
海南	236	
御坊	172	
田辺	304	
新宮	117	
粉河	519	
湯浅	140	
和歌山県計	2,667	
総計	77,075	

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」の「課税状況」欄にある「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 7	千円 121	人 -	千円 -
過 年 分	97	27,244	2,023	508,219	1	136
合 計	97	27,244	2,030	508,340	1	136

(注) 調査対象等は、「(3) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

## 6-2 贈与財産価額階級別

(1) 取得財産価額階級別状況（合計）

取得財産価額階級	申告状況		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	
150 万円以下	42,345	41,336,950	
150 万円超	8,284	15,449,417	
200 "	23,119	67,955,718	
400 "	11,246	58,611,919	
700 "	3,788	32,001,354	
1,000 "	3,290	45,878,483	
2,000 "	993	23,575,868	
3,000 "	270	10,216,027	
5,000 "	148	10,517,431	
1 億円超	70	11,961,208	
3 "	24	9,210,469	
5 "	20	14,791,097	
10 "	8	12,599,047	
20 "	1	2,015,100	
30 "	-	-	
50 "	2	16,627,511	
合 計	93,608	372,747,597	

取得財産価額階級	課税状況		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150 万円以下	25,811	30,841,350	249,118
150 万円超	8,284	15,449,417	625,536
200 "	23,119	67,955,718	4,194,752
400 "	11,246	58,611,919	5,356,457
700 "	3,788	32,001,354	3,352,794
1,000 "	3,290	45,878,483	3,943,888
2,000 "	993	23,575,868	1,780,376
3,000 "	270	10,216,027	1,858,756
5,000 "	148	10,517,431	1,721,235
1 億円超	70	11,961,208	2,082,629
3 "	24	9,210,469	1,920,768
5 "	20	14,791,097	2,357,882
10 "	8	12,599,047	5,040,937
20 "	1	2,015,100	1,101,300
30 "	-	-	-
50 "	2	16,627,511	4,693,295
合 計	77,074	362,251,997	40,279,724

調査対象等： 「申告状況」は令和元年中に財産の贈与を受けた者について、令和2年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和元年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和2年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「6-1 申告・課税状況」と「6-2 贈与財産価額階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

## (2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	申告状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人	取得財産価額	人	取得財産価額
150万円以下	42,227	41,212,634		
150万円超	8,178	15,258,302		
200"	22,416	65,821,954		
400"	10,020	51,921,197		
700"	2,726	22,841,527		
1,000"	1,881	25,811,818		
2,000"	456	10,591,684		
3,000"	124	4,724,971		
5,000"	58	4,272,357		
1億円超	31	5,019,832		
3"	10	3,797,554		
5"	8	6,303,018		
10"	5	8,158,211		
20"	2	4,274,703		
30"	-	-		
50"	1	8,546,000		
合計	88,143	278,555,760		

取得財産価額階級	課税状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人	取得財産価額	人	取得財産価額
150万円以下	25,693	30,717,034	237	232,981
150万円超	8,178	15,258,302	126	226,336
200"	22,416	65,821,954	751	2,268,397
400"	10,020	51,921,197	1,262	6,875,475
700"	2,726	22,841,527	1,061	9,168,211
1,000"	1,881	25,811,818	1,404	19,984,818
2,000"	456	10,591,684	534	12,887,605
3,000"	124	4,724,971	143	5,372,366
5,000"	58	4,272,357	90	6,189,115
1億円超	31	5,019,832	40	6,840,857
3"	10	3,797,554	16	6,198,740
5"	8	6,303,018	11	7,684,193
10"	5	8,158,211	3	4,440,836
20"	2	4,274,703	-	-
30"	-	-	-	-
50"	1	8,546,000	1	5,821,908
合計	71,609	268,060,160	5,679	94,191,837

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額（その1）

取得財産等の種類		申告状況			
		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人	千円		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	368	971,792		
	宅地（借地権を含む。）	160	258,824		
	山林	9,406	37,305,208		
	その他の土地	229	295,044		
	計	681	1,958,028		
家屋、構築物		実	10,491	40,788,897	
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		4,671	9,701,249	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		23	33,725	
	売掛金		7	18,429	
	その他の財産		2	2,398	
	計	実	392	822,465	
有価証券	株式及び出資		421	877,018	
	公債及び社債		15,260	67,944,658	
	投資・貸付信託受益証券		196	841,284	
	計	実	340	1,324,879	
現金、預貯金等			15,705	70,110,821	
家庭用財産			55,312	138,861,189	
その他の産	生命保険金等		22	46,792	
	立木		1,203	3,369,961	
	その他		8	9,160	
	計	実	6,121	14,790,674	
合計		実	7,324	18,169,795	
		実	88,143	278,555,760	

調査対象等： 「申告状況」は令和元年中に財産の贈与を受けた者について、令和2年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。  
 2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

受贈人員、取得財産価額（その2）

取得財産等の種類		課税状況					
		暦年課税分		相続時精算課税分			
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額		
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人	千円	人	千円		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	334	949,849	76	407,497		
	宅地（借地権を含む。）	141	246,969	31	191,273		
	山林	8,782	36,730,407	3,173	28,614,129		
	その他の土地	212	291,505	60	75,093		
	計	622	1,906,424	127	947,700		
家屋、構築物		実	9,750	40,125,154	実	3,317	30,235,692
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	4,461	9,587,296	2,364	6,964,950		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	22	32,715	15	79,378		
	売掛金	6	17,620	1	1,482		
	その他の財産	2	2,398	2	3,378		
	計	278	700,695	5	116,084		
		実	305	753,428	実	22	200,322
有価証券	株式及び出資	12,692	65,469,304	395	35,215,126		
	公債及び社債	191	836,194	9	155,544		
	投資・貸付信託受益証券	327	1,310,601	18	134,817		
	計	実	13,120	67,616,098	実	408	35,505,487
現金、預貯金等		43,379	132,922,446	1,690	19,318,887		
家庭用財産		18	42,392	2	1,466		
その他の産	生命保険金等	1,140	3,307,868	31	182,107		
	立木	6	8,394	1	1,407		
	その他	5,089	13,697,083	122	1,781,519		
	計	実	6,227	17,013,345	実	154	1,965,033
合計		実	71,609	268,060,160	実	5,679	94,191,837

調査対象等：「課税状況」は令和元年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和2年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。